

非公開とする個人情報と経過期間（上限）のあり方

～個人の特に重大な秘密（門地、戸籍）、遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態、犯罪（刑事事件による犯罪、軍法会議による犯罪等）についての制限～

秋田県公文書館 堤 明彦

この問題は、非公開期間の上限を決めるべきか否か、決めるとした場合何年が適当なのか、ということに換言されると思う。

前者については、決めるべき、ということで異論はないであろう。公文書館が資料を公開することを前提としている以上、非公開期間の上限が設定できないため公開できない、ということは本来的にありえない。もし、そのような資料があるとすれば、本来なら廃棄されなければならない。公開もしない廃棄もしない、保存しっぱなし、というのでは、書庫の空間資源を浪費しているだけであり、そもそもにおいては、選別の対象とすべきではないのである。保存した以上は、公開するべきであり、非公開とするにしても、期限を設定し、公開すべき年限を明示して、一時的な措置として、非公開とすべきである。

問題は後者である。非公開の期間（上限）を具体的に何年にするかという問題だが、これについては秋田県公文書館も試行錯誤の最中だと言わねばならない。公開においてもっとも問題となるのは、個人に係わる情報についてと思われるので、これについて、現在の基準をご紹介します。

個人情報と非公開期間

個人に係わる情報については、これを類型化し、プライバシーの重み（人に知られたくないものほど重いと考える）に応じ、120年、50年、30年の非公開期間を与えている。非公開期間が経過したものは、全て公開することになる。

主な類型と非公開期間は次表のとおりである。門地、戸籍については後述する。

念のためだが、これらの基準は、秋田県公文書

120年	50年	30年
思想信条、宗教 特定、重度の疾患 悲惨な家庭状況 写真 犯罪 破産、倒産 戦犯	学歴、職歴 犯罪（罰金刑以下） 不法行為事件 軍歴 財産全体	生活信条 軽度の疾患 一般的な家庭状況 公務員の職歴 民事事件 財産の一部

館として、「プライバシーに対し、これだけ配慮しました。そのうえで公開しています。」という自主規制を示したものにすぎず、これが絶対正しいとは考えていない。

しかし、公開を前提とする以上、どこかで区切りをつけなければならない。そのため、これを内規化して運用している。

なお、非公開期間の始期は、非公開期間120年のものは、生年月日が判明しているものはそのときから、判明していないものは書類作成時から、50年、30年のものは書類作成時から、としている。

非公開期間の上限

非公開期間の最長のものは120年としている。つまり、120年が上限ということになる。言い換えれば、120年経過したものは全て公開することとしている。

非公開期間120年のものは、最もプライバシーが重い、つまり、本人が最も触れられたくない、と考えられるもので、その本人が生存中は非公開とされるべきものとしている。120年は最近の人間の最長寿命から設定した。これは、非公開とするのは、本人の存命中だけで、遺族との関係においては非公開としていない、ということの意味する。すなわち、本人が死亡すれば、もはや非公開とはせず、公開する、ということである。

死者のプライバシーについては、遺族が、親や先祖の恥は自分の恥だ、と捉えるにしろ、親や先祖の恥をさらすな、と言うにしろ、そのことを一概に否定するものではない。

しかし、公開・非公開の問題においては、死者のプライバシーについては、法的評価がまだ定まっていないこと、また、これを遺族に対してまで及ぼすと、いつから公開するかの判断がつかなくなってしまう、結局、未来永劫非公開ということになってしまうことから、非公開とするのは、本

人の存命中までとしている。

病歴

病歴については、病状の重い軽いにより二分し、軽いものについては、非公開期間を30年とし、早期に公開している。

病状の重いものは、遺伝性疾患、伝染性疾患、精神性疾患、等が揚げられるが、このうち、遺伝性疾患については、非公開の120年が経過後に再度、非公開期間の延長を検討するというようにしている。

しかし、病歴を記載している文書は、病気の種類が何十種類も出てくるが、それがどういう病気なのか逐一判断するのは、まず不可能である。遺伝性のものも、それを特定できずにいるため、非公開期間の延長を考慮することにはしているが、120年たてば公開されてしまうだろう、というのが実情である。

犯罪

犯罪については、それが有罪、無罪を問わない。有罪であれ無罪であれ、逮捕に始まる刑事事件は、かかわった人にとっては触れられたくない、という思いは、同じであろうからである。

犯罪についても、構成要件の最長刑が罰金刑であるものと、それ以外のものとに二分し、前者については、非公開期間を50年とし、早期に公開することとしている。

上限設定の例外

非公開期間は最長でも120年で公開しようと運用しているが、やはり例外がある。門地と戸籍である。

この2つについては、目録に載せるにも、“公開年未定”と表記している。これは、公開しないという意味ではない。公開するにはするのだが、

現時点では、公開年が決められない、ということ
でこうしてある。

門地について、同和問題関係は今なお日本で継続中の現在の問題であることから、歴史資料として公開することは、現時点ではまだ不可能という認識である。

戸籍については、その根本は門地の問題に行き着くのだが、より直接的には戸籍法の条文から公開年未定にした。つまり、戸籍は、市町村長が使用目的の可否を判断したうえで交付されるものであるが、公文書館において、判断（及びその権限）なしに出されては、条文が骨抜きになってしまうからである。

この2つ、現実には、問題が無くなるか、法が変わらない限り公開できないだろうが、一応は公開を前提とした態度をとっている。

（私は個人的には、戸籍に関しては、戸籍であるということだけで一律には非公開にするのではなく、個別の戸籍の内容によって、公開・非公開を判断すべきではないか、と考えている。壬申戸籍はともかくとして、現行戸籍においては、身分関係の記載はもはや存在しないのだから、問題があるとすれば、婚姻関係の履歴とか、破産情報とかであろうか。これらの情報については、これらを個別に判断し、120年非公開とすれば足りる、と考えている）

30年原則

公開制限の上限の問題に触れたので、下限の問題とでも言うべき、30年原則の問題にも触れたいと思う。

30年原則というと、日本においては、文書作成後30年は非公開、という捉え方をされているかと思う。秋田県公文書館においても、移管された歴史文書でも作成後30年は非公開という取り扱いになっている。

しかし、なぜ30年非公開としなければならない

のか。

非現用となった文書について、非公開とすべき情報がないものを、保存期間の翌年に歴史文書として公開することに何の不都合もないはずである。情報公開法が制定された今日ではなおさらで、現用文書は常時閲覧できる体制にありながら、公文書に移管されたたとたん30年待たされるというのは、いかにも不合理である。

日本においては、どこの館においても、事前にしろ、申請があったときにしろ、個別に内容を審査してから公開することとし、はばかりがある文書については、個別に何年という非公開期間を与えている。したがって、日本においては、すべての文書について、一律30年公開しない、という必要はないのではないか。

秋田県では、作成後30年未経過の文書も、その間は情報公開制度を通じて閲覧できる体制にはある。苦心の策といえようが、公文書館に移管された文書は公文書館の規程で処理されるべきである。したがって、本来なら、30年は非公開、という命題を見直すのが先であろう。